

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年8月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第35号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>第4号様式（その4）（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">軽油引取税納税通知書</p> <p>納税者の住所及び氏名又は名称 様 年 月 日 香川県県税事務所長 印</p> <p>次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 80%;">徴 収 番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税の 対 象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課 税 標 準 量</td> <td>税 率 税 額 納 期 限</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円 円 年 月 日</td> </tr> </table> <p>課税の根拠 地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25）、香川県税条例第1条</p> <p>納期限までに納付しなかった場合の措置 納期限までに納付しなかった場合には、督促を受けることなく差押処分を受けることとなりますから注意してください。</p> <p>不服がある場合 この処分¹に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>延滞金について 納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。 〔延滞金の計算方法〕 ○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。 ○¹箇年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。 ○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 ○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>原 則</th> <th>令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</td> <td>年7.3%</td> <td>延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%</td> </tr> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間</td> <td>年14.6%</td> <td>延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。 ※その他 地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。</p> <p>納付場所</p> </div>	年 度	徴 収 番 号	年度		課税の 対 象		課 税 標 準 量	税 率 税 額 納 期 限		円 円 年 月 日	期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%	納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%	<p>第4号様式（その4）（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">軽油引取税納税通知書</p> <p>納税者の住所及び氏名又は名称 様 年 月 日 香川県県税事務所長 印</p> <p>次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 80%;">徴 収 番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税の 対 象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課 税 標 準 量</td> <td>税 率 税 額 納 期 限</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円 円 年 月 日</td> </tr> </table> <p>課税の根拠 地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25）、香川県税条例第1条</p> <p>納期限までに納付しなかった場合の措置 納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。</p> <p>不服がある場合 この処分¹に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>延滞金について 納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。 〔延滞金の計算方法〕 ○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。 ○¹箇年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。 ○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 ○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>原 則</th> <th>令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</td> <td>年7.3%</td> <td>延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%</td> </tr> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間</td> <td>年14.6%</td> <td>延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。 ※その他 地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。</p> <p>納付場所</p> </div>	年 度	徴 収 番 号	年度		課税の 対 象		課 税 標 準 量	税 率 税 額 納 期 限		円 円 年 月 日	期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%	納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%
年 度	徴 収 番 号																																						
年度																																							
課税の 対 象																																							
課 税 標 準 量	税 率 税 額 納 期 限																																						
	円 円 年 月 日																																						
期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕																																					
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%																																					
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%																																					
年 度	徴 収 番 号																																						
年度																																							
課税の 対 象																																							
課 税 標 準 量	税 率 税 額 納 期 限																																						
	円 円 年 月 日																																						
期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用〕																																					
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%																																					
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%																																					

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様
香川県県税事務所長 印

次のとおり変更したので通知します。

年 度	徴 収 番 号		
年度			
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額
変更後の額①		円	円
変更前の額②		円	円
差 額 ①-②		増	円
		減	円
変更の理由			

納期 年 月 日

課税の根拠 地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25）、香川県条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
納期限までに納付しなかった場合には、督促を受けることなく差押処分を受けることになりますから注意してください。

不服がある場合
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができず、以下の場合は判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
[延滞金の計算方法]
○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様
香川県県税事務所長 印

次のとおり変更したので通知します。

年 度	徴 収 番 号		
年度			
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額
変更後の額①		円	円
変更前の額②		円	円
差 額 ①-②		増	円
		減	円
変更の理由			

納期 年 月 日

課税の根拠 地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25）、香川県条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができず、以下の場合は判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
[延滞金の計算方法]
○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。